

会長声明

海賊行為対処法案に反対する会長声明

ソマリア沖で頻発している海賊行為に対し、日本政府は、本年3月14日に、日本関係船舶の保護を理由に、自衛隊法第82条の「海上警備行動」を拡大解釈して、海上自衛隊の2隻の護衛艦を派遣したが、さらに、自衛隊による多国籍船舶の保護と警告・威嚇以上の船体射撃行為を可能にする「海賊行為の処罰及び海賊への対処に関する法律」案（以下「海賊対処法案」という。）を国会に提出し、同法案は現在審議中である。

しかしながら、海賊行為に対する対処のような公海上を含めた海上における人命及び財産の保護は、本来、警察活動によるべきである。

上記法案は、自衛隊が活動する対象地域、対象船舶を限定せず、かつ海賊対処行動での武器使用基準を緩和していることから、対象海域の状況によっては自衛隊が武力行使に至るおそれがある。そのため、実質的に他国の権益保護を含め、なし崩し的に海外における自衛隊の武力行使に道を開き、恒久化させるものであり、憲法第9条の平和

主義に抵触する危険性が高いと言わざるを得ない。

ソマリア沖海賊問題は、確かに深刻な国際問題であり、国際的な協力関係の中で対処していくべきではあるが、憲法第9条の武力放棄により徹底した平和主義を掲げる我が国としては、他の国が軍隊を派遣して海賊対策をしているからといって、安易に自衛隊派遣という憲法の禁止する武力の行使に至る危険を有する対処方法をとるべきではなく、問題の根源的な解決を図るための経済的・人道的支援や、諸外国と協力しての警察権の行使によって、船舶等の安全を保護すべきである

よって、当会は、自衛隊の海外における武力の行使及びその恒久化につながりかねない海賊対処法の制定に強く反対する。

2009（平成21）年6月18日
東京弁護士会会長 山岸憲司

難民申請者に対する生活保障のための緊急の措置を求める会長声明

2009（平成21）年5月より、政府が外務省の所管法人であるアジア福祉教育財団難民事業本部を通じて支給する難民申請者に対する「保護費」が、申請者増加による予算不足を理由に、重篤な病気の者、子ども及び合法的に滞在し就労許可のない者を優先し、それ以外の者には支給されないことになった。その結果、新聞報道によれば、約150人の難民申請者が「命綱」を切られる状況に追い込まれているという。

もとより、日本が加盟する難民条約は、難民認定を受けた者に対し、公的扶助及び公的援助に関し、自国民と同一の待遇を与えることを義務づけている。そうであるならば、難民申請中の者に対しても、その結論が出るまでの間、健康的で文化的な最低限度の生活を営むことを可能とするための手当がなされて然るべきである。

しかしながら、難民申請者の多くは、法律上就労を認められず、他方で生活保障や社会保険の対象から排除されている。このため「保護費」は、その代替措置として設けられ、難民申請者にとってのいわば命綱としての役割を担ってきたものであるが、制度開始当初から支給水準の低さなどの問題が指摘されてきた。

この点に関連して、国連の自由権規約委員会は、2008年（平成20年）10月に採択した国際人権規約の日本政府報告に対する総括所見25項において、「難民申請者がその間就労を禁じられ、かつ、限られた社会的扶助しか受

けられないにもかかわらず、難民申請の手續にしばしばかなりの遅延があることに、懸念を持って留意する」とした上、「全ての難民申請者に対し、手續の全期間にわたる適当な国庫による社会保障あるいは雇用へのアクセスを確保すべき」との勧告を行っている。

にもかかわらず、難民申請者に対する唯一の生活保障ともいえる「保護費」の支給を、予算不足という理由で停止することは、難民条約の締約国として許されないというべきである。2009年度（平成21年度）の「保護費」の予算額は、新聞報道によれば1億0900万円程度であり、難民申請者の生命・健康の危機を回避するためには、さらなる予算措置を講ずることが不可欠である。これにより締約国としての責務をはたさなければならない。

かかる状況を踏まえ、当会は、日本政府に対し、「保護費」の安定的支給のための予算措置を緊急に講じるよう求めるとともに、難民申請者の安定的な生活保障のため、就労許可を広く付与すること、生活保障や国民健康保険の対象とすること等について、法務省、外務省、厚生労働省等関係省庁が連携して検討を開始するよう求めるものである。

2009（平成21）年7月10日
東京弁護士会会長 山岸憲司